

ご寄付をお願いしたい食品

賞味期限の明記があり
2カ月以上の余裕があるもの
常温保存が可能なもの
未開封のものとお願いします



2019年度以降の
お米



お菓子



缶詰



乾麺類



レトルト食品



フードバンクとは…? 「もったいない」を「ありがとう」に 変える活動です

一般家庭からは余剰食品や贈答品等を、
企業からは包装の破損や過剰在庫、
印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を
寄贈していただき、必要としている困窮世帯や施設・団体に
無償で提供する活動です。



企業のフードバンクへの食品提供は税制上も全額損金処理が可能です。詳しくは下記をご覧ください。

【参考】
国税庁ホームページ（税制に関する質疑応答事例）
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/20/11.htm>
農林水産省ホームページ フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きについて
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

食品ロスの現状

日本で、まだ食べられるのに捨てられている食品
食品関連事業から 年間 約328万トン
一般家庭から 年間 約284万トン

合計 約612万トン



食品ロス削減推進法

〈食品ロスの問題〉

- 我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- 持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、
環境負荷の増大等の問題も

前文

- 世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- 食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

事業者の責務

事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

消費者の役割

消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

2019年10月1日に施行されました。